

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第9条の3 [略] 2 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第8条第3項</u> に規定する一般地方独立行政法人 (2)・(3) [略] 3～7 [略] (特別休暇) 第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(13) [略] (14) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において <u>同じ。</u> ）を <u>養育する職員が、その子の看護</u> （負傷し、若しくは疾病にかかった <u>その子</u> の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める <u>その子</u> の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（ <u>その養育する子が2人以上の場合</u> にあつては、10日）の範囲内の期間 (15)～(26) [略]	第9条の3 [略] 2 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第8条第1項第5号</u> に規定する一般地方独立行政法人 (2)・(3) [略] 3～7 [略] (特別休暇) 第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(13) [略] (14) <u>職員が、その養育する</u> 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者（ <u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。</u> ）の子を含む。以下この号において「 <u>養育する子</u> 」という。）、 <u>配偶者、父母、配偶者の父母その他人事委員会が定める者</u> （以下この号において「 <u>子等</u> 」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった <u>子等</u> の世話又は <u>養育する子の疾病</u> の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（ <u>養育する子が2人以上の場合</u> にあつては、10日）の範囲内の期間 (15)～(26) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。